

医療費が高額となった場合

自己負担限度額を超えてお支払いをされた場合は、先に加入の健康保険で高額療養費等の申請を行ってください。また、付加給付の給付を受けられる場合も、支給証明書等を提出してください。

- 申請書
- 領収証書
- 支給決定通知書等（高額療養費・付加給付）

◆自己負担限度額（70歳未満） ※詳細については保険証発行機関にお問い合わせください

所得要件(総所得金額等-33万円)	限度額	4回目以降限度額
902万円超	252,600円+(総医療費-842,000)×1%	140,100円
600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税	35,400円	24,600円

◆特定疾病療養受療証を提示したお支払いの限度額（外来と調剤は合算可） 月 10,000円

補装具を作製した場合

健康保険の対象となる補装具を作製した場合、次の書類を添付してください。

- 申請書
- 領収証書
- 明細書
- 医師の診断書及び装着証明書
- 支給決定通知書（加入している健康保険から健康保険適用分の支給を受けてください）

◆9歳未満のお子さまの治療用眼鏡等の支給上限額

作成内容		支給基準価格
弱視等眼鏡	掛けめがね式	38,902円
	焦点調節式	18,974円